

## 共生型グループホーム 華のれん 運営規程 (共同生活援助(介護サービス包括型))

### (事業の目的)

第1条 東京堂株式会社が設置する共生型グループホーム 華のれん(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業(以下事業という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて、共同生活住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年12月12日富山県条例第74号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、開催

(身体拘束の禁止)

第4条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を説明しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第5条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(衛生管理等)

第6条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第7条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事業所の名称等)

第8条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 共生型グループホーム 華のれん
- (2) 所在地 富山県下新川郡入善町入膳4716-5

2 共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 共生型グループホーム 華のれん  
所在地 富山県下新川郡入善町入膳4716-5
- (2) 名称 グループホーム 華さくら  
所在地 富山県下新川郡入善町櫛山1352-3
- (3) 名称 グループホーム そら  
所在地 富山県下新川郡入善町入膳7776-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務職員)  
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対法令順守させるために必要な指揮命令を行うほか、指定共同生活援助の利用申し込みにかかわる調整を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤兼務職員)  
サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。
- (3) 世話人 4名以上  
世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。
- (4) 生活支援員 1名以上  
生活支援員は、日常に関する相談及び食事や入浴、排せつ等の介護や生活に必要な援助を行うものとする。

(入居定員)

第10条 事業所の入居者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 共生型グループホーム華のれん 6名
- (2) グループホーム華さくら 8名
- (3) グループホームそら 5名

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第11条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者・精神障害者・難病等対象者

(指定共同生活援助の内容)

第12条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 食事や入浴、排せつ等の介護
- (9) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供  
(以下、「体験的な利用」という。)

(利用者から受領する費用の額等)

第13条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとし、領収書の交付を行うものとする。
- 3 次に定める費用については、毎月27日に(当該月分)を利用者から徴収するものとする。
  - (1) 家賃 月額 30,000円(体験的な利用の場合 日額 1,000円)
  - (2) 光熱水費 月額 13,000円(体験的な利用の場合 日額 434円)
  - (3) 食材料費 月額 27,000円(体験的な利用の場合 日額 900円)
  - (4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
  - (5) 送迎費 職員又は世話人が送迎の際は、1kmは40円とし往復の距離数を計算し、請求する。
- 4 前3項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 数人で共同生活を送ることに支障のない者
- (2) 日中活動の場がある者
- (3) 伝染性疾患がない者
- (4) 自己の身体・生命・財産をある程度自分で守れる者
- (5) その他、設置者が利用を適当と認めたもの。

(利用者負担額等に係る管理)

第15条 事業所は、利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第16条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(苦情解決)

第18条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの

質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年3回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東京堂株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月14日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月14日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月5日から施行する。

この規程は、令和4年11月14日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月4日から施行する。

共生型グループホーム華のれん

グループホーム華さくら

グループホームそら

運営規程

東京堂株式会社

H27.4.1（共生型グループホーム華のれん開所）

H29.4.1（グループホーム華さくら開所）

R5.3.20（グループホームそら開所）

事業所番号 1621700036

令和6年1月4日